

おうしゅうエコ事業所



随時受付しています。事業者の皆様のお申し込みをお待ちしています！

おうしゅうエコ事業所ってなに？

事業者が環境負荷を低減させるための取組を自主的に定め、市に登録し、実践するものです。登録区分は、取組項目数などにより「☆」、「☆☆」、「☆☆☆」の3種類に分かれます。

何をすればいいの？

一つ星（☆）

照明点灯箇所の削減やコピー用紙の使用削減など環境配慮の行動を、3項目以上5項目以下設定し実践していただければOKです。

二つ星（☆☆）

照明点灯箇所の削減やコピー用紙の使用削減など環境配慮の行動を、6項目以上設定し実践していただければOKです。

三つ星（☆☆☆）

次に掲げることに取組んでいただきます。

- ・環境配慮の取組を6項目以上設定し実践します。
- ・このうち、数値目標を3項目以上設定します。
- ・全従業員対象に環境配慮のための研修を年1回以上実施し、その内容を記録します。
- ・取組む内容及び結果を記録し、自ら評価します。
- ・取組む内容、結果及び評価を、自ら事業所内に掲示する、ホームページに掲載するなどの方法により公表します。

メリットはあるの？

取組を実践することで地球環境が良くなるだけでなく、コストが下がったり、業務分担がはっきりしたりといったプラス面があります。

また、登録事業所名を市のホームページ等を通じて市民にPRしますので、事業所のイメージアップにもなります。

結果は報告するの？

毎年、5月31日までに前年度の活動結果を提出していただきます。報告は所定の様式の必要箇所に○を記入するだけの簡単なものです。（三つ星（☆☆☆）事業所は実績、評価等を記入していただきます。）

登録方法は？

申請用紙に必要事項を記入して、奥州市役所市民環境部生活環境課にご提出ください。FAX、電子メールでのご提出も可能です。申請書の様式は、市ホームページにも載っていますので御活用ください。登録事業者には、登録証を交付いたします。

問い合わせ先

奥州市市民環境部生活環境課環境係
電話：0197-34-2340（直通）
FAX：0197-51-2374
Eメール：seikatsu@city.oshu.iwate.jp

市ホームページ
はこちらから



おうしゅうエコ事業所登録制度 のながれ

対象は、奥州市内に所在し、現に事業を営んでいる事業所です。登録区分は3種類ありますので、どちらに登録するか選択してください。

一つ星（☆）

・環境配慮の取組を3項目以上5項目以下設定し実践。

二つ星（☆☆）

・環境配慮の取組を6項目以上設定し実践。

三つ星（☆☆☆）

・環境配慮の取組を6項目以上設定し実践。
・数値目標を3項目以上設定。
・全従業員対象に研修を年1回以上実施。
・取組内容及び結果を記録し、自ら評価。
・取組内容、結果及び評価を、自ら事業所内に掲示するなどの方法により公表。

① 登録申請

『登録申請書』を奥州市市民環境部生活環境課あてに提出をお願いします。FAX、電子メールでのご提出も可能です。申請手数料などは一切かかりません。随時、受付しています。

② 登録証

市から『登録証』を送付しますので、事業所内に掲示してください。



自ら設定した環境配慮の取組を実践します。

自ら設定した環境配慮の取組を実践するとともに、全従業員を対象とした研修を年1回実施します。

③ 報告書

毎年、5月31日までに前年度の活動結果を提出していただきます。『報告書』は4月下旬に送付しますので必要箇所に○を記入し、提出をお願いいたします。

③ 報告書

毎年、5月31日までに前年度の活動結果を提出していただきます。『報告書』は4月下旬に送付しますので必要箇所に○を記入するとともに、実績、評価等を記入していただきます。

☆☆その他☆☆

- ◎ 事業所名、所在地、代表者名、担当者名、ご連絡先、取組項目などの登録内容の変更や廃止をされる場合は、『変更（廃止）届出書』の提出をお願いいたします。
- ◎ 『報告書』を報告期限（5月31日）までにご提出がなかった場合、登録が取り消されます。ぜひ毎年ご提出をお願いします。

【問い合わせ先】奥州市 市民環境部 生活環境課 環境係

（電話）0197-34-2340（直通）

（FAX）0197-51-2374

（メール）seikatsu@city.oshu.iwate.jp